

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

写

専決第4号

処 分 書

令和元年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）について

令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

新居浜市長 石川 勝行

令和元年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,894,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		3,863,664	1,655	3,865,319
	2. 県補助金	1,104,275	1,655	1,105,930
18. 繰入金		1,398,025	682,830	2,080,855
	1. 基金繰入金	1,398,025	682,830	2,080,855
歳入合計		52,209,820	684,485	52,894,305

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,633,333	659,222	6,292,555
	1. 総務管理費	4,659,011	659,222	5,318,233
7. 商工費		1,989,608	21,947	2,011,555
	1. 商工費	1,989,608	21,947	2,011,555
10. 教育費		5,227,850	3,316	5,231,166
	2. 小学校費	726,172	2,304	728,476
	3. 中学校費	463,029	1,012	464,041
歳出合計		52,209,820	684,485	52,894,305

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円